第四十九条の六の四第一項中「下欄に掲げる周波数の電波を送信するもの」の下に「（九〇〇MHzを超え九一五MHz以下又は九四五MHzを超え九六〇MHz以下の周波数の電波を送信するものにあつては、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのものに限る。）」を加え、同項の表基地局の無線設備の項中「八九五MHz」を「八九〇MHz以下、九四五MHzを超え九六〇MHz」に改め、同表陸上移動局の無線設備の項中「八五〇MHz」を「八四五MHz以下、九〇〇MHzを超え九一五MHz」に改め、同表符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備の項中「八五〇MHz」を「八四五MHz」に、「八九五MHz」を「八九〇MHz以下、九〇〇MHzを超え九一五MHz以下、九四五MHzを超え九六〇MHz」に改め、同条第二項第一号イ中「八五〇MHz」を「八四五MHz以下又は九〇〇MHzを超え九一五MHz」に改める。

第四十九条の六の五第一項中「下欄に掲げる周波数の電波を送信するもの」の下に「（九〇〇MHzを超え九一五MHz以下又は九四五MHzを超え九六〇MHz以下の周波数の電波を送信するものにあつては、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのものに限る。）」を加え、同項の表基地局の無線設備の項中「八九五MHz」を「八九〇MHz以下、九四五MHzを超え九六〇MHz」に改め、同表陸上移動局の無線設備の項中「八五〇MHz」を「八四五MHz」に、「、八九三MHzを超え九〇一MHz以下、九一五MHzを超え九四〇MHz以下」を「、八九三MHzを超え九四〇MHz以下」に改め、同表時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備の項中「八五〇MHz」を「八四五MHz」に、「九〇一MHz」を「九一五MHz」に、「九四〇MHz」を「九六〇MHz」に改め、同条第二項第一号イ中「八一五MHzを超え八五〇MHz以下」を「通信の相手方が八六〇MHzを超え八九〇MHz以下又は九四五MHzを超え九六〇MHz以下」に改め、同号ロ中「八八七MHzを超え八八九MHz以下、八九三MHzを超え九〇一MHz以下又は九一五MHzを超え九四〇MHz以下」を「通信の相手方が八三二MHzを超え八三四MHz以下、八三八MHzを超え八四六MHz以下又は八六〇MHzを超え八八五MHz以下」に改める。

第四十九条の六の九第一項の表基地局の無線設備の項中「八九五MHz」を「八九〇MHz以下、九四五MHzを超え九六〇MHz」に改め、同表陸上移動局の無線設備の項中「八五〇MHz」を「八四五MHz以下、九〇〇MHzを超え九一五MHz」に改め、同表シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備の項中「八五〇MHz」を「八四五MHz」に、「八九五MHz」を「八九〇MHz以下、九〇〇MHzを超え九一五MHz以下、九四五MHzを超え九六〇MHz」に改め、同条第二項第一号イ中「八五〇MHz」を「八四五MHz以下又は九〇〇MHzを超え九一五MHz」に改める。

第四十九条の六の十一第一項の表中「八九五MHz」を「八九〇MHz」に、「八五〇MHz」を「八四五MHz」に改め、同条第二項第一号イ中「八五〇MHz」を「八四五MHz以下又は九〇〇MHzを超え九一五MHz」に改める。

第四十九条の七中「九〇五MHzを超え九一五MHz以下」を「九三〇MHzを超え九四〇MHz以下」に改め、同条第一号ロ⑶中「五五MHz」を「八〇MHz」に改める。

第四十九条の七の二の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

第四十九条の七の二　削除

第四十九条の七の三の前に見出しとして「（デジタルMCA陸上移動通信を行う無線局等の無線設備）」を付し、同条中「八三六MHzを超え八三八MHz以下、」及び「、八九一MHzを超え八九三MHz以下」を削り、「九〇五MHzを超え九一五MHz以下」を「九三〇MHzを超え九四〇MHz以下」に改め、「、デジタルMCA陸上移動通信の試験のための通信等を行う無線局」の下に「（デジタルMCA制御局の無線設備の試験又は調整をするための通信を行う無線局をいう。以下同じ。）」を加え、「若しくは八九一MHzを超え八九三MHz以下」及び「八九一MHzを超え八九三MHz以下若しくは」を削り、同条第一号ト中「五五MHz」を「八〇MHz」に改める。

第四十九条の九第一号中「九五二MHzを超え九五六・四MHz以下」を「九一六・七MHz以上九二〇・九MHz以下」に改め、同号ハ中「九五二・二MHz以上九五六・二MHz以下の周波数のうち九五二・二MHz又は九五二・二MHzに二〇〇kHzの整数倍を加えたもの」を「九一六・八MHz以上九二〇・八MHz以下の周波数のうち九一六・八MHz、九一八MHz、九一九・二MHz、九二〇・四MHz、九二〇・六MHz又は九二〇・八MHz」に、「へ」を「ハ及びへ」に改め、「同じ。」の下に「を使用するものであること。ただし、中心周波数が九二〇・四MHz、九二〇・六MHz又は九二〇・八MHzのものにあつては、単位チャネル」を加える。